

障害者差別解消法の実効性を確保し、滋賀に根付く福祉の 思想の理解を進める条例に盛り込むべき内容（たたき台）

I. 条例の制定に向けて

1. 条例の必要性

- (1) 福祉サービスが充実した一方、最も大切にすべき人と人とのつながりや、命のぬくもりを感じづらい状況があり、糸賀一雄先生の原点に立ち返り、分野や立場を超えて人のつながりとその喜びを実感できる共生社会実現の道しるべとしての条例が必要
- (2) 従来からの「障害」の概念を捉え直し、様々な「生きづらさ」を抱える人を支援する制度の谷間の問題、社会参加や就労における課題に対し、行政、障害福祉関係機関・団体、企業をはじめ県民全体で取り組むことが必要
- (3) 障害者差別解消法により、障害を理由とする差別の解消に向けた基本的な法整備はなされたものの、規制の対象とする範囲や相談および紛争の防止に関する具体的な仕組みについては不十分
- (4) 障害者差別解消法の実効性を確保するため、規制の対象や義務付けに関する上乘せ・横だしすること、差別を受けた場合の紛争解決の仕組みを整えることなどが必要
- (5) 将来にわたって持続的な取組を行うために条例により法的な基盤を整えることが必要

II. 基本的事項

1. 条例の名称

- (1) 一人ひとりが光り輝く存在であり、その命を大切にし、その違いを大切にして、共に生きることや、一人の不幸も見逃さず、一人ひとりの福祉が保障される社会を目指すことを想起させる名称

2. 前文

- (1) 条例制定に至る背景や現状、趣旨などを広く県民に示す
- (2) 滋賀に根付く福祉の思想の発展を目指すことを宣言

3. 目的

- (1) 障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会を実現すること
- (2) 県の責務や県民の役割を明らかにすること
- (3) 障害を理由とする差別を禁止し、差別の解消に関する施策を推進すること
- (4) 様々な生きづらさや障害のある人に対する理解を深めること

4. 基本理念

- (1) 滋賀に根付く福祉の思想の継承
- (2) 個人の尊厳の尊重
- (3) 障害のある人の社会参加の機会の確保
- (4) 障害のある人の地域社会における共生
- (5) 意思疎通手段の選択機会の確保
- (6) 県民共有の問題としての認識と理解
- (7) 差別事例における一方的な非難、制裁の否定
- (8) 差別の解消と障害のある人の社会参加の実現は社会全体の活力
- (9) 性別、年齢など複合的な差別要因への配慮

5. 用語の定義

- (1) 生活障害
- (2) 障害のある人（障害者基本法の定義と同じ）
- (3) 社会的障壁
- (4) 障害を理由とする差別
- (5) 合理的配慮

6. 県等の責務

- (1) 県の責務
- (2) 市町等との連携
- (3) 県民・事業者・関係団体等の責務

7. 財政上の措置

- (1) 県の財政上の措置

Ⅲ. 障害を理由とする差別の解消

1. 障害を理由とする差別の禁止

- (1) 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない。
- (2) 不当な差別的取扱いの禁止

【分野ごとの例示】

福祉サービスの提供、医療の提供、商品およびサービスの提供、労働および雇用教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領 等

- (3) 社会的障壁の除去のための合理的配慮

2. 相談体制

- (1) 地域の相談員および専門相談員の設置
- (2) 相談員および専門相談員による相談事案に関する助言や関係者間の調整・提案

3. 対象事案の解決のための手続

- (1) 相談対応で解決が図られない事案について、第三者的な立場からあっせん（助言を含む）を行う調整委員会の設置
- (2) 知事による勧告
- (3) 知事の勧告に従わない場合の公表

Ⅳ. 共生社会の実現に向けた施策の推進

1. 生活障害の解消に向けた取組

- (1) 相談体制の充実
- (2)

2. 県民の理解の促進

- (1) 普及啓発
- (2) 交流の機会の拡大と充実
- (3) 県民間の意見交換の場（県民共生会議）の普及

3. 障害のある人の社会参加の促進

- (1) 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活等の促進
- (2) 障害に関する教育の推進
- (3) 雇用・就労の促進

4. 情報の取得、コミュニケーションに対する支援

- (1) 情報の取得や意思疎通に必要な支援
- (2) 障害のある人に配慮した形態、手段による情報提供
- (3) 障害のある人の特性に応じた情報提供手段の普及
- (4) 意思疎通支援者の養成および技術向上
- (5) 災害時等の情報提供手段の確保

5. 手話の普及

- (1) 手話の普及や手話を使用しやすい環境の整備
- (2) 手話に対する関心と理解の深化と手話の普及等に関する施策への協力
- (3) 手話を学ぶ機会の確保
- (4) 学校教育における手話に対する理解の深化
- (5) 手話通訳者等の養成、手話に関する技術の向上
- (6) 手話の普及等のため取り組みへの支援

6. 共生社会づくりの推進に関する協議会の設置

- (1) 障害を理由とする差別を解消し、共生社会づくりに向けた施策を推進するための協議会の設置

7. 県民等の活動の促進

- (1) 県民や民間の団体等が自発的に行う、生きづらさの解消や障害および障害のある人への理解を深める活動の促進

V. その他

1. 経過措置

- (1) 「Ⅲ. 障害を理由とする差別の解消」の規定は、周知期間を経て施行

2. 見直し規定

- (1) 社会情勢を考慮し、数年ごとに見直し